

この補助金は、**売買契約を締結する前に申請**する必要があります。

また、補助金の交付決定までは、売買契約を締結することができません。余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。 ※ 通常、申請から交付決定まで1週間から2週間程度かかります。

1 必須書類

- ☐ **申請書**（第1号様式） 申請者は、不動産売買契約を締結する人に限られます。
- ☐ **取得しようとする空き家の情報がわかる書類**（売買契約書の案や買付証明書）
 - ★必要な情報
 - ☐ 購入しようとする空き家の所在地
 - ☐ 購入（予定）金額が確認できる箇所

2 直前の住所が藤枝市内である申請者のみ必要となる書類

藤枝市税（市民税のみ）に滞納がないことが確認できる書類（次のうちいずれか）

- ☐ 完納証明書
- ☐ 非課税証明書
- ☐ 滞納がない旨の誓約書

3 直前の住所が藤枝市外にある場合、必要となる書類

- ☐ **住民票の写し**（申請者と空き家で同居を予定する世帯全員）
- ※ 子育て世帯や若者夫婦世帯に該当する場合であって、住民票ではこれらに該当することが証明できない場合、戸籍謄本の添付が必要となる場合があります。

4 三世代同居・近居加算を受ける場合、必要となる書類

- ☐ **戸籍謄本**
- ☐ **異なる小学校区の場合、二つの住宅間の距離がわかる案内図**
加算を受けるためには、直線距離で1km以内の距離に購入しようとする空き家と父母の住宅が所在している必要があります。（必ず直線距離の表示をしてください。）

5 その他必要な書類

- ☐ **母子手帳の写し**（第一子を妊娠している場合に限ります。）
 - ★必要な箇所
 - ☐ 表紙
 - ☐ 子の保護者欄（父母氏名を記入した状態のもの。）
- ☐ **耐震補強工事を行ったことがわかる書類の写し**（昭和56年6月1日より前に建築された中古住宅に限ります。）
 - ★必要な耐震性能
 - ☐ 木造の場合1.0以上、非木造の場合0.6以上



補助金の交付決定
※申請から1～2週間要します。

裏面へ続きます。

6 補助金の交付決定後、売買契約を締結することができます。

※ 契約の内容に次のような変更がある場合、事前に変更承認申請する必要があります。

- ・ 購入しようとする空き家の変更
- ・ 購入金額の変更
- ・ その他これらに類する重大な変更

☐ **変更承認申請書（第4号様式）と、変更後の空き家の情報がわかる書類の写し**を添付



売買契約の締結など補助事業の実施

7 実績報告

補助事業を令和9年3月31日までに完了し、完了後30日以内または令和9年4月12日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

☐ **実績報告書（第7号様式）**

☐ **不動産売買契約書の写し**

★必要な情報 ☐ 契約者署名欄

☐ 購入金額がわかる箇所

☐ 空き家の所在地がわかる箇所

☐ **領収書の写し（支払者と代金を支払ったことがわかる書類。）**

☐ **耐震補強工事を行ったことがわかる書類の写し（申請時点で、耐震補強工事予定だった場合。）**

★必要な耐震性能 ☐ 木造の場合1.0以上、非木造の場合0.6以上

※ 一覧の書類以外にも、世帯状況等に応じて追加での書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめ御了承ください。